第二十五条の二第二項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「指定期間」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「第六十八条の九第六項第二号イ」を「第六十八条の九第八項第二号イ」に改め、同条第四項第一号イ、ハ及びニ中「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第二十五条の二第四項第一号に次のように加える。

ヘ　第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

第二十五条の二第四項第二号に次のように加える。

ヘ　前号ヘに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

第二十五条の二第五項及び第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「第五欄」を「第四欄」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「、修正申告書又は更正請求書に第三項」を「（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に同項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項及び第三項」に改め、「第六十八条の十四の二第二項」の下に「、第六十八条の十四の三第二項」を加え、「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の二の二第四項中「あっては、第十七条の二の二第二項」を「おける第十七条の二の二第二項」に改め、同条第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第九項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の二の三第一項中「又はホ」を「若しくはホ」に改め、「指示（」の下に「以下この項及び」を加え、「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第二項中「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第四項中「あっては、第十七条の二の三第二項」を「おける第十七条の二の三第二項」に改め、同条第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第九項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の三第二項第四号中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同条第三項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる給与等の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の三の二第二項第五号中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同条第五項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の三の三第一項中「又はホに掲げる指示が解除された日から同日」を「若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該指示が解除された日」に、「までの間」を「までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内」に改め、「期間（」の下に「当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。）」を加え、「（同法」を「（福島復興再生特別措置法」に改め、同条第二項第五号中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同条第五項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の四第一項中「第四号及び」を削り、「第六十八条の十五の四第三項」を「第六十八条の十五の五第三項」に改め、「同条第三項中」及び「同条第四項中」の下に「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、」を加える。

第二十五条の五第二項中「第六十八条の九第六項第六号」を「第六十八条の九第八項第七号」に改める。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号」を「同法第四十二条の四第八項第七号」に改める。

第二十六条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「第十八条の二第一項に規定する」の下に「特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において、同条第一項に規定する」を加え、「同条第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において」を削り、「の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十）に相当する」を「に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

二　被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十八）

第二十六条の三第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「移転することとなった場合を」を「移転した場合を」に改め、同項第三号中「移転することとなった」を「移転した」に改め、同条第九項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十二項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第十三項中「ほか、」の下に「第一項、第三項及び第四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他」を加える。